

1 飯盛城跡の国史跡指定の経緯

(1) 指定に至る経緯

飯盛城跡は大東市・四條畷市にまたがる飯盛山の山頂を中心に築かれた戦国時代末期の山城である。城郭としての機能を失った後も近世の絵図に城跡が描かれるなど、城跡としての認識は続いたものとみられる。城跡の調査は昭和5年頃の大阪府史蹟調査会に同行した平尾兵吾を皮切りに、大阪府立四條畷高等学校地歴考古学クラブによる発掘調査や本田昇氏や中井均氏による縄張り調査が行われ飯盛城跡研究の基礎となった。

大東市と四條畷市は平成28年度より共同で「飯盛城跡」の調査を実施してきた。調査の結果、城郭史上の画期に位置づけられる貴重な遺跡であることが判明したことから、両市では、「飯盛城跡」をより良好な状態で保存し、また活用することにより未来へ残していくために、令和2年度に国に対して「飯盛城跡」の国史跡指定について意見具申を行った。

これを受けて、令和3年6月18日に開催された国の文化審議会において「戦国時代の政治・軍事を知るうえで貴重」であるとして「飯盛城跡」を国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申され、令和3年10月11日に史跡指定の官報告示がなされた。

(2) 飯盛城跡の調査と史跡指定に関する出来事

年	出来事
昭和5	平尾兵吾と大阪府史蹟調査会による飯盛城跡の踏査
昭和40	大阪府立四條畷高校地歴考古学クラブによる縄張り図作成
昭和42	大阪府立四條畷高校地歴考古学クラブによる曲輪27の発掘調査
昭和43	四條畷町史に地歴考古学クラブの調査成果を掲載、曲輪名称の再整理
昭和45	本田昇氏による龍尾寺、龍間城跡等を含む広範囲に及ぶ詳細な縄張り図が作成される
昭和47	四條畷市史に飯盛城跡を掲載。縄張り図が掲載される。曲輪名称の再整理
昭和48	大東市史に飯盛城跡を掲載。測量地図に曲輪を描き入れた縄張り図を掲載し、支城である龍間城跡が初めて示される
昭和56	中井均氏により飯盛城跡の縄張り図が作成され、城の構造が明らかになる
平成元	1月 (大東市)FM802 飯盛山送信所建設に伴う曲輪84の発掘調査。土塁や柵跡を検出
平成24	中井氏により縄張り図の再作成が行われる
	1月 大東市・四條畷市がGPSによる縄張り測量調査を実施
	1～3月 (大東市・四條畷市)中井氏の指導によりGPSを用いた城跡の詳細な縄張り図を作成
平成25	3月・(大東市・四條畷市)石垣調査を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・大東市・四條畷市がそれぞれ『飯盛山城跡測量調査報告書』刊行
	12月 大東市・四條畷市がそれぞれ『飯盛城跡縄張測量図』を刊行
平成 26	3月・(大東市)市議会で飯盛城跡の史跡指定を目指す旨表明 <ul style="list-style-type: none"> ・(大東市・四條畷市)石垣調査を実施
	10月 (大東市・四條畷市)飯盛城跡の国史跡指定を目指す決意文を大阪府に提出
平成 27	3月・(大東市・四條畷市)石垣調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・(四條畷市)市議会で「四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会条例」可決、教育委員会定例会で「四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則」承認 ・(大東市)飯盛山地籍図照合・地権者調査委託(平成28年3月まで)
	6月 (大東市)市議会で「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会設置条例」可決
	7月 (大東市)教育委員会定例会で「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則」承認
	8月・第1回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:大東市) <ul style="list-style-type: none"> ・(四條畷市)飯盛山地籍図資料調査
平成 28	2月 第2回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:四條畷市)
	4月 (大東市・四條畷市)飯盛城跡の国史跡指定を目指した総合調査を開始(平成30年まで)
	7月 (大東市・四條畷市)航空レーザ計測を実施
	9月 第3回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:大東市)
	12月・(大東市)飯盛城跡Ⅷ郭(千畳敷郭)の発掘調査を実施(平成29年3月まで) <ul style="list-style-type: none"> ・(四條畷市)石垣測量調査を実施(平成29年3月まで)
平成 29	2月・第4回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:四條畷市)、専門委員による調査視察 <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁調査官、飯盛城跡を視察
	3月 (大東市・四條畷市)発掘調査・石垣測量調査の現地説明会を開催
	5月 (四條畷市)飯盛城跡調査速報展2017を開催
	7月 第5回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:大東市)
平成 30	1月・(大東市)飯盛城跡Ⅷ郭(千畳敷郭)、Ⅸ郭(南丸)の発掘調査、石垣測量調査を実施(平成30年2月まで) <ul style="list-style-type: none"> ・(四條畷市)飯盛城跡Ⅴ郭(御体塚郭)の発掘調査、石垣測量調査を実施(平成30年2月まで) *現地説明会は雨天のため中止
	2月 第6回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:四條畷市)、専門委員による調査視察

	5月 (四條畷市)飯盛城跡調査速報展 2018 を開催
	7月・第7回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会 (開催：大東市) ・文化庁調査官、飯盛城跡を視察 ・(大東市・四條畷市)飯盛城跡調査報告会「クローズアップ飯盛城 2018」を開催
	11月・(大東市)飯盛城跡Ⅷ郭(千畳敷郭)・虎口の発掘調査、石垣測量調査を実施(平成30年12月まで) ・(四條畷市)飯盛城跡Ⅴ郭(御体塚郭)の発掘調査、石垣測量調査を実施(平成30年12月まで) ・(大東市・四條畷市)発掘調査・石垣測量調査の現地説明会を開催
平成31	2月 第8回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会 (四條畷市)
令和元	5月 第9回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会 (大東市)
	7月・(大東市・四條畷市)大東市・四條畷市共催で飯盛城跡調査報告会「クローズアップ飯盛城 2019」を開催 ・(大東市)発掘調査速報展『石垣が語る飯盛城―戦国期山城の考古学―』を開催
	11月 第10回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会 (大東市)
令和2	3月 (大東市・四條畷市)『飯盛城跡総合調査報告書』を刊行
	11月・(大東市)飯盛城跡石垣測量調査を実施
令和3	1月 (大東市・四條畷市)国に対して飯盛城跡の国史跡指定について意見具申を行う
	6月 飯盛城跡の国史跡指定について国の文化審議会から文部科学大臣に答申
	7月・(大東市・四條畷市)飯盛城跡調査報告会「クローズアップ飯盛城 2021」を開催 ・(大東市)スポット展示『飯盛城築城―調査成果からみる城のつくりかた―』を開催 ・(大東市・四條畷市)『飯盛城跡―石垣ガイド―』を刊行
	10月・飯盛城跡が国史跡に指定される ・(四條畷市)特別展示『「天下の支配者」三好殿―考古学からみた天下人三好長慶の軌跡と飯盛城―』を開催 ・(四條畷市)特別展関連イベント 飯盛城跡散策を開催
	11月・(大東市)飯盛城跡石垣測量調査を実施 ・(四條畷市)特別展関連イベント 飯盛城跡散策を開催
	12月 (大東市・四條畷市)飯盛城跡の現地見学会を開催
令和4	2月 飯盛城跡の管理団体に大東市・四條畷市が指定される
	4月 (四條畷市)市民総合センターで飯盛城跡出土遺物のスポット展示を実施

(3) 飯盛城跡の開発・整備、観光の取り組み

年	出来事
大正4年頃	大阪府立四條畷中学校（現・大阪府立四條畷高等学校）による四條畷神社～IV郭（三本松丸）登山道整備
大正7	四條畷中学校2代校長 青木氏の登山300回達成を記念し「登山三百回記念碑建立」をV郭（御体塚郭）に建立
大正13	東宮（後の昭和天皇）御成婚記念事業として四條畷中学校3代校長 牧田氏により「飯盛山史蹟碑」がVII郭に建立される *碑文は郷土史家・平尾兵吾氏によるもの
昭和5	東大阪電気鉄道株式会社が飯盛山上遊園地建設
昭和6～8	大阪府による四條畷神社からの登山道整備
昭和12	北河内郡小楠公会により楠正行銅像がI郭（高櫓郭・山頂）に建立
昭和14	北河内郡の警防団員の奉仕により国旗掲揚台がI郭（高櫓郭）の小楠公銅像北側に建設される
昭和19	戦時下の金属回収のため小楠公銅像が供出される
昭和23	日蓮宗寺院妙法寺が楠公寺と改称しX郭（馬場）に移転
昭和33	(大東市) 野崎観音・飯盛山苑地整備計画に着手し展望台をII郭（本郭）に建設
昭和38	(大東市) 国定公園整備事業として阪奈道路から分岐し、中の池と桜池を経由する飯盛山までのハイキング道を整備
昭和41	(大東市) 国定公園整備事業の第2期工事として野崎観音から飯盛山までのハイキング道を整備
昭和46	NHK 飯盛山FM送信所がVIII郭（千畳敷郭）に建設される
昭和47	・昭和8年に整備されたハイキング道が昭和47年7月豪雨（大東水害の要因となった豪雨）により崩れ廃道となる ・地元住民により楠正行銅像が再建される
昭和53	(四條畷市) 四條畷神社から山麓をたどり御机神社から飯盛山までのハイキング道が整備される
平成元	FM802の送信所がNHK 飯盛山FM送信所の西側に建設される
平成13～15	(大東市) 北生駒地域ネットワーク整備のため野崎観音から飯盛山までのハイキング道（七曲りコース）の整備を実施
平成27	3月 (大東市) 雑誌「歴史街道」三好長慶の特集記事掲載に協力
	11月 (大東市) 「大東市歴史的資源活用基本方針」を策定
	12月 (大東市) 一大歴史絵巻プロジェクトマッピング開催
平成28	3月 (大東市) 大東市と大東商工会議所商業部会等が共同で「春風亭昇太郎匠と中井均教授の落語と城トーク」を開催
	8月 (大東市) 飯盛山展望台をリニューアル。記念セレモニーを山の日に開催
平成29	3月 (大東市) 「第1回三好長慶公武者行列 in 大東」を開催
	4月 公益財団法人日本城郭協会が飯盛城跡を続日本100名城に選定
	10月 (大東市) 三好長慶公の銅像を市役所正面玄関前に建立。三好長慶公に特別住民票を制作し、記念品として無料配布
	11月 (大東市・四條畷市) 「関西城郭サミット 2017 in 飯盛城 三好長慶の城」を開催
	12月 (大東市・四條畷市) パシフィコ横浜で開催された「お城EXPO2017」に

	出展
平成 30	2月 (大東市) 続日本 100 名城となった飯盛城PRの一環として「飯盛城フェスタ」を四條畷市の協力を得て実施
	3月 (大東市) 「第2回三好長慶公武者行列 in 大東」開催
	11月 (大東市・四條畷市) 「関西城郭サミット 2018in 飯盛城 飯盛と堺」を開催
	12月 (大東市・四條畷市) パシフィコ横浜で開催された「お城E X P O 2018」に出展
平成 31	3月 (大東市) 「第3回三好長慶公武者行列 in 大東」開催
令和元	5月 (大東市) 飯盛城記念缶バッジの制作、販売開始
	11月 (大東市・四條畷市) 「関西城郭サミット 2019in 飯盛城 飯盛城研究の10年」を開催
令和2	8月 (大東市) 「飯盛城御城印」を山の日に販売開始
	9月 (大東市) 「三好長慶ゆかりの地を繋ぐリレー動画」を市民団体と協力して製作
令和3	3月 (大東市) 「第5回三好長慶公武者行列 in 大東」の動画を作成
	7月 (大東市) 飯盛城跡3DCG及びアプリ制作開始
	10月 ・大東市・四條畷市がそれぞれ国史跡指定の記念セレモニーを開催 ・(大東市) 市役所庁舎正面に飯盛城跡国史跡懸垂幕の掲出 ・(四條畷市) 市役所庁舎正面に飯盛城跡国史跡指定懸垂幕の掲出 市役所、歴史民俗資料館に飯盛城跡国史跡ののぼり旗を設置 ・(四條畷市) JR四條畷駅のご協力により、駅構内に飯盛城跡ののぼり旗と啓発コーナーを設置
	11月 ・(大東市) 阪奈道路から飯盛城跡までの車道の舗装を一部補修 ・(大東市) 市長がNHK大阪放送局へ訪問し、NHK大河ドラマ誘致推進協議会(関西)による実現要望 ・(大東市) 飯盛城跡国史跡指定を記念して年賀状・国史跡指定記念御城印を製作・販売。 ・(大東市) JR住道駅出口付近に「祝国史跡指定」の横断幕の設置、国史跡指定ののぼり旗200本制作、マグネットシートを作成し全公用車に添付 ・(大東市) 飯盛城跡観光用トイレを改修 ・(大東市) 徳島県主催の徳島×笑いの融合イベント「とくしまっせ！」に三好長慶ゆかりの地を代表して参加
	12月 ・(大東市) 飯盛城跡来場者用専用駐車場を整備 ・(大東市) 「国史跡指定記念動画」を公開 ・(大東市) パシフィコ横浜で開催する「お城E X P O 2021」に出展
令和4	1月 三好長慶ゆかりの地が各自デザインした切手シートを、三好長慶生誕の徳島県三好市の郵便局にて販売開始が決定
	4月 大東市・四條畷市が実施した「飯盛城跡の発掘調査」が公益財団法人日本城郭協会の「第1回日本城郭協会大賞」を受賞
	5月 ・(大東市) 阪奈道路から飯盛城跡に至る道に誘導看板を3か所設置 飯盛城跡までのハイキング道に誘導看板を3か所設置 飯盛城跡3DCG及びアプリ配信開始

2 飯盛城跡の指定状況と指定範囲

(1) 指定状況

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 指定の種別 | 史跡 |
| 2 指定等の対象の名称 | 飯盛城跡（いもりじょうあと） |
| 3 所在地 | 大東市大字北條、四條畷市大字南野 |
| 4 指定対象面積 | 633,394.20 m ² |

(大東市域 514,009.30 m² 四條畷市域 119,384.90 m²)

指定説明文 (月刊文化財 令和3年9月号より抜粋)

飯盛城跡は、大阪府と奈良県の境を南北に連なる生駒山地の北支脈である飯盛山（標高 314.3 メートル）に築かれた戦国時代（16 世紀中頃）の城跡であり、大阪府大東市・四條畷市にまたがって所在する。飯盛山の西斜面は生駒断層崖の急傾斜地形をなし、その麓には東高野街道が南北に走る。東斜面は緩傾斜の地形となり丘陵へ続く。山頂からは、北方向に比叡山・京都盆地、西には北摂の山並みから六甲山地、淡路島まで眺望でき、眼下には河内平野を一望できる要衝の地である。

飯盛城が記録に初めて現れるのは、享禄3年（1530）、細川晴元の被官で、北河内・北大和・南山城に勢力を及ぼした木沢長政の居城としてである。長政は畠山在氏を飯盛城に置いて河内守護に擁立し、天文5年（1536）に自身は大和信貴山城に移り、飯盛城は守護の屋形として機能した。しかし、天文11年に長政が太平寺の戦いで討ち死にし、翌年、飯盛城も落城した。その後、河内最大の勢力となった遊佐長教によって安見宗房が飯盛城に置かれた。宗房は弘治4年（1558）、大和の筒井城を追われた筒井順慶を保護しその後見として大和に出兵したことから、三好長慶と対立することになった。

三好氏は守護大名細川氏の被官として仕え、細川氏に従って畿内で活躍するようになった阿波の武家である。応仁の乱以降次第に主家をしのぐ権勢を有するようになり、長慶の代には、天文18年に細川晴元を追放して政権を領導するに至った。同22年には將軍足利義輝を近江朽木に追放し、摂津の芥川城に拠り、永禄元年（1558）に義輝と和睦して、次いで河内に勢力を伸ばした。長慶は永禄2年から翌3年にかけて度々飯盛城を攻め、宗房らを退けた。

同年11月、三好長慶が飯盛城に入城した後は、飯盛城は京と畿内を支配した三好政権の拠点として機能し、連歌や茶の湯等の当時最先端の文化交流の場ともなった。飯盛城に関する寺社文書や公家の日記、軍記物等、豊富な史料が残されており、また、城を訪問したイエズス会宣教師を通じて、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。永禄7年、長慶は足利義輝との緊張が高まる中、飯盛城で死去し、後継ぎとなった義継は三好氏の内部抗争に翻弄され、三好三人衆により河内高屋城に移され、その後飯盛城に戻ることができたか、その政治的地位を喪失し、飯盛城も北河内から南摂津を治める城にすぎなくなった。義継が河内若江城に居を移した永禄12年頃には、飯盛城は城郭の機能を失ったものと考えられる。

飯盛城跡に関する調査は、昭和初期の大阪府による史蹟名勝天然記念物調査を嚆矢とし、戦後の昭和

30年代末～40年代前半には大阪府立四條畷高等学校地歴考古学クラブによる発掘調査、昭和63年、平成元年の大東市教育委員会による発掘調査が実施されていた、その後、大東市・四條畷市両教育委員会では、飯盛城跡の保存活用の高まりを受け、平成24年度に城跡の測量調査を実施し、同28年度から同30年度にかけて地形測量調査、遺構分布調査、発掘調査、石垣調査、文献史料調査を実施した。

それらの調査成果によれば、城跡の範囲は山頂を中心として南北約700メートル、東西約400メートルの規模で、北・東・南側は堀切・堅堀、西側は自然地形によって城外と画されている。南北に延びる尾根沿いに展開する曲輪群はⅠ郭（高櫓郭）南側の堀切を境に南北のエリアに分けられる。北エリアでは、尾根沿いに北に向かってⅠ郭からⅦ郭の曲輪群が展開する。南エリアと比べ、各曲輪の面積は狭く、曲輪間の比高も大きい。さらに南北尾根から東西に派生する尾根上にもA～Fの曲輪群が展開している。一方、南エリアでは、Ⅷ郭（千畳敷郭）・Ⅸ郭（南丸）とそれら東方にあるⅩ郭（馬場）のいずれも広大な面積を有する曲輪が築かれていることが特徴である。これらから、北エリアは防衛空間、南エリアは居住空間として機能していたと想定することができる。イエズス会宣教師が城を訪問した際の記録でも、山上に上って歓待を受けており、これと符合するものと思われる。飯盛城では山麓に居館が想定されず、山城に居住していたと考えられよう。城内の各曲輪は切岸で隔絶されており、明確に虎口といえる場所は、Ⅸ郭東側の石垣が築かれた箇所のみであり、その虎口にも線の折れなど、複雑な構造はみられない。

多くの曲輪の周囲には石垣が築かれており、粗密はあるが城の全域に分布している。特に北エリアの曲輪群BやⅤ郭付近、曲輪群Eに密集して築かれ、幾重にも大規模な石垣が築造されていた。石垣はⅡ郭周囲やⅢ郭西側にも密集して築かれている。南エリアの石垣はⅨ郭虎口部分の石垣とⅧ郭曲輪112の南斜面部分の石垣の3か所であり、北エリアの曲輪群に比べ石垣の分布は希薄である。分布調査・測量調査の結果では、石垣に積み直しや破却の痕跡は確認されず、当時の遺構が良好に遺存しているものと考えられる。石垣は山内で採れる花崗岩を使用し、おおむね平滑面を表にそろえた野面積みである。基本的には部分的に横目地が通り、間詰石の使用は少量で、根石は築石よりも小ぶりなものをを用いている石垣が多くみられた。明確な隅角部を持つものは3か所のみで、いずれも算木積ではない。石垣は垂直に近い勾配で、段築により高さを確保している。平面形状が直線にならず、自然地形に即して石垣を築いている。

Ⅴ郭（御体塚郭）では、外周に塙の側面を上に向けて列状に立て並べ、その内側に小礫を敷き詰めた建物が検出された。出土遺物から、その構造は土壁で、瓦の出土量から棟のみに瓦を葺いた建物であったと想定される。Ⅴ郭以外にも城内のほぼ全域から少量ながら平瓦等が見つかっている。また、Ⅴ郭周辺では、城内の移動路である城道も検出した。Ⅷ郭・Ⅸ郭では、曲輪内で礎石建物を検出し、日常用具が出土した。また、両郭では曲輪造成時の大規模な盛土を確認している。

このように、飯盛城跡は、戦国時代末期、初め木沢長政の居城として、その後は畿内とその周辺を押さえた三好長慶の居城となり、その重要な政治拠点・文化交流の場として機能していた城跡である。発掘調査等によって、戦国時代末期の城郭遺構が良好に遺存し、山城居住を含む城内の機能を推定することも可能である。また、同期の山城における石垣の使用と構築技術を示す貴重な事例である。安土城に始まる高石垣や瓦葺で礎石建ちの天守をもつ織豊系城郭とは異なるものの、これに先行して石垣・礎石建物・瓦の3つの要素を導入した城郭としても希有である。我が国戦国時代末期の政治・軍事を知る上で重要なことから、史跡に指定し、その保護を図ろうとするものである。

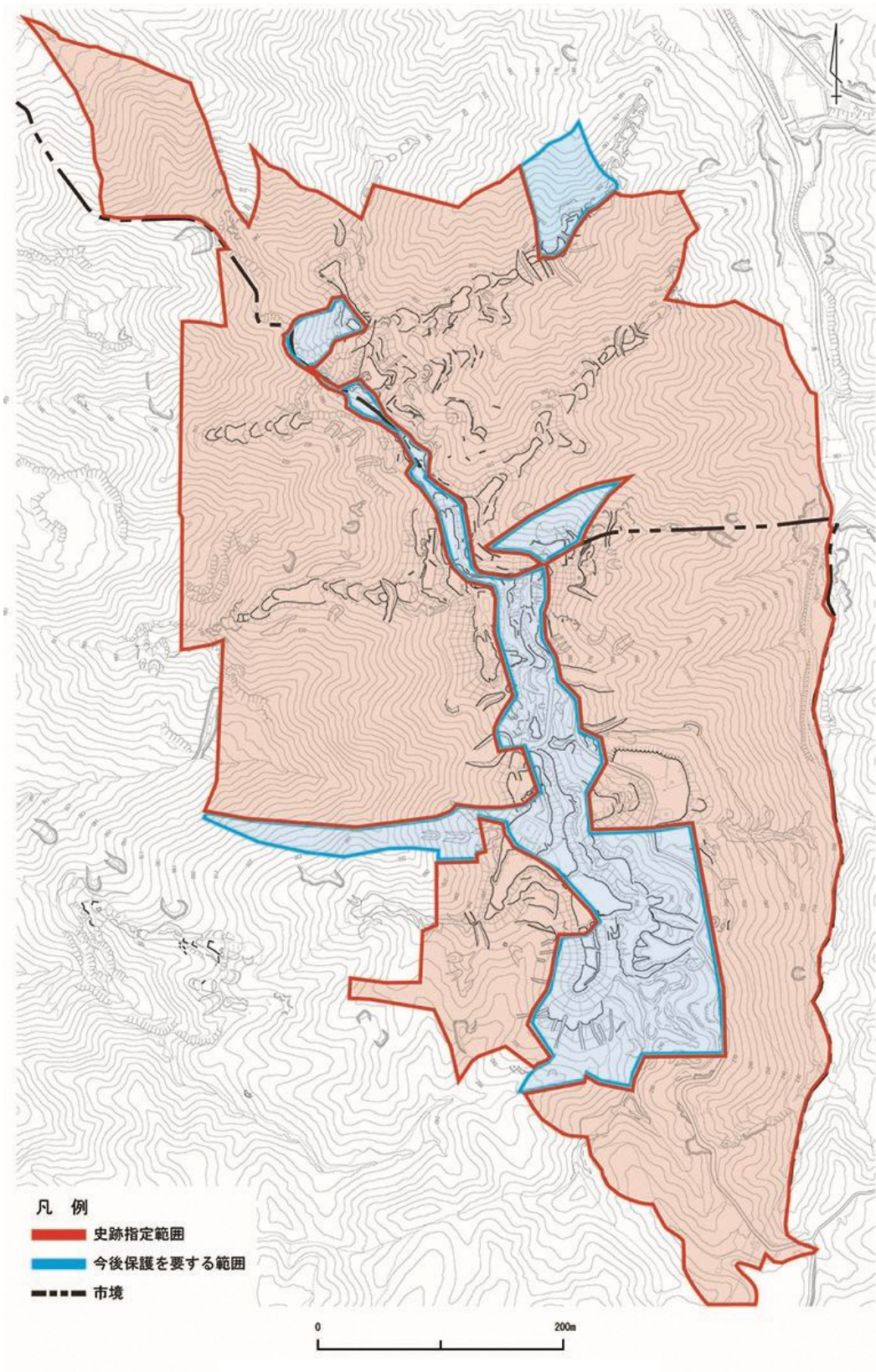


飯盛城跡 遠景 北西から



飯盛城跡 石垣

(2) 指定範囲



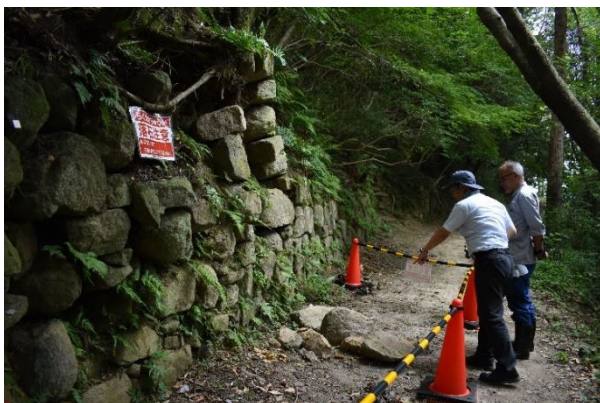
飯盛城跡 史跡指定範囲 (全域)

(3) 遺跡の現状

飯盛城跡は戦国時代末期の曲輪・石垣等の山城遺構が良好な状態で遺存している。また、古くより、登山や自然に親しむ場としても親しまれており、山上には近代に建立された碑や銅像などが点在している。また、令和3年度に史跡に指定されたことで来場者が急増し、戦国時代を体験する歴史空間としての認知が進んでいる。

遺構の保護や保全に目を向けると、来場者の増加による遺構の損傷、自然災害による史跡の損壊、樹木による遺構の損傷や経年による土壌排水機能の劣化による大規模な土砂崩れなどが発生している。また、ボランティアによる下草の伐採が行われる一方、曲輪上には小規模な植栽が行われている現状がある。

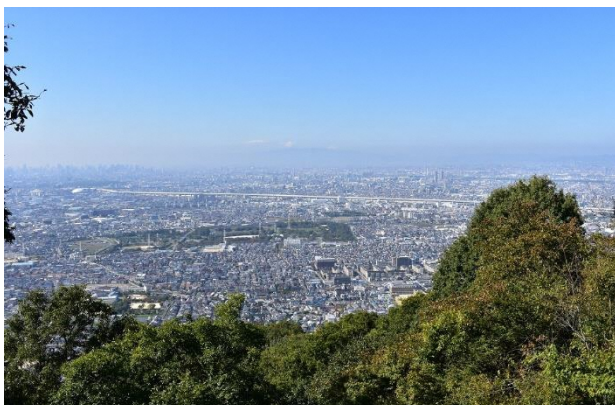
活用面では城跡までの誘導サインや遺構の解説板の不足、石垣を見学するにあたり来場者の安全確保、山頂からの眺望を阻害する樹木の管理等、今後、史跡を保存・活用するために解決すべき問題点や課題が多くある。



平成30年7月豪雨の際に石材の一部が崩落した石垣



平成30年の台風21号 曲輪法面の崩壊



山頂からの眺望を妨げる支障木



手作りの誘導看板(設置者不明)

3 保存活用計画策定について

(1) 保存活用計画の概要

文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画。保存活用計画において個々の文化財の現状と課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業などの実施計画を定める。

保存活用計画の作成を通じて飯盛城跡の保存・活用に関する基本的な考え方や厳密に保存すべき箇所・改変が許容される部分や程度が明確化されることで、管理団体等が自らの判断に基づき迅速に修理や活用を図ることができる。また、必要な許可や届出等、法に基づく手続きがわかりやすくなり保存・活用の必要事項が地域住民や行政にも「見える化」されることで、管理団体等だけでは対応が難しい部分への支援強化が見込めることなどの効果が期待される。

(2) 計画策定の経緯

令和3年(2021)10月11日に国史跡に指定された「飯盛城跡」についての保存・活用を進め、史跡整備を行うにあたり、まず、保存活用の基本方針となる「保存活用計画」の策定、さらに「整備計画」を策定する必要がある。

飯盛城跡の保存・活用の施策を進めるため、大東市・四條畷市は「飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会」を設置し「飯盛城跡保存活用計画」を策定するものである。なお、保存活用計画の構成・内容については『文化財保護法に基づく文化財保存大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』(平成31年3月)及び『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(平成27年3月)に準拠するものとする。

(3) 認定基準

- ①当該保存活用計画の実施が当該文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること
 - ・当該文化財の状況に応じて計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
 - ・それらが当該文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること
- ②円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
 - ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
 - ・措置の実施スケジュールが明確であること
- ③当該保存活用計画に当該文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という)に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること
 - ・現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること
 - ・当該現状変更等により当該文化財が滅失・毀損等する恐れがないこと
 - ・当該現状変更等により当該文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと
 - ・史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準が明確であること等

4 史跡飯盛城跡保存活用計画の構成とスケジュール

(1) 計画の構成

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

計画策定の背景・経緯を記述する

第1節 計画策定の沿革

(計画策定の背景・経緯を記述)

第2節 計画策定の目的

(史跡等の現状・課題等の概略に(主たる課題を中心に)触れるとともに、それを改善し適切な保存・活用の方針・方法の策定を目的とする旨を述べる)

第3節 計画の対象範囲と実施期間

(本計画の対象範囲を図示し、実施期間を記述)

第4節 専門委員会の設置と経緯

(計画策定のために設置した委員会の名簿、審議経過等の概要を記述)

第5節 上位計画・関連計画と本保存活用計画との関連

(本計画を総合計画等の上位計画及び他の土地利用計画等と関連付け、その関係を記述)

第2章 史跡を取り巻く環境

史跡を取り巻く環境(広域的環境)として、市勢概況、市域の自然的環境、歴史的環境、社会的環境について、記述。指定地の範囲に留まらない広域的な条件を整理することで、保存活用の在り方を広く検討し、史跡が担う役割や位置付けを明確にする。

第1節 大東市・四條畷市の概況

第2節 自然環境

(史跡指定地とその周辺自然環境に関する把握を行う)

第3節 歴史的環境

(地域の歴史における史跡の位置付けを明確にするため、周辺の歴史文化的資源の分布と特徴を示しネットワークとして把握する)

第4節 社会的環境

(人口、産業、交通、土地利用、地域資源(観光・レクリエーション・文化財)、法的規制等を示し、現代の地域社会において史跡等が担っている役割を把握する)

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

(指定に至る経緯と追加指定している場合にはその経緯も記述)

第2節 指定と追加指定の状況

(指定範囲を共有するため、指定・追加指定に係る告示の内容(名称・史跡等の類型・指定年月日・指定基準)・指定説明文・指定範囲図等を明示。地籍図・参考図が付されている場合には示す)

第3節 指定範囲

第4節 指定に至る調査成果

(指定に先立って、実施した調査成果の概要を記述)

- ・自然的調査の成果 ※地質調査・動植物調査など
- ・歴史的調査の成果 ※発掘調査など
- ・社会的調査の成果 ※利用実態調査など

第5節 指定後の調査

(指定後明らかとなった調査成果がある場合には、その概要を記述)

第6節 指定地の状況

(指定地の社会的な状況を記述。土地等の所有関係、管理者の有無、管理団体の指定等。公有化の経緯、状況等)

第4章 史跡の本質的価値

当該史跡の指定に値する本質的価値とは何かを明確に関係者間で認識し、共通理解とするため指定説明文及び追加指定説明文に立脚しつつ、当該史跡等の本質的価値を総括的に再整理・再確認し明示する。

第1節 史跡の本質的価値の明示

第2節 構成要素の特定

(史跡を構成する全ての要素を特定し、それらと本質的価値との関係及び個々の規模・形態・性質等の概要を記述)

第5章 史跡の現状と課題

史跡の構成要素について現状を把握・整理し、その中で明らかとなった課題について「保存・管理」、「活用」、「整備」、「運営・体制」に分けて記述

第1節 保存(保存管理)

(史跡の本質的価値を構成する各要素の保存状況の現状を整理し、今後の検討課題をまとめて記述)

第2節 活用

(公開の現状、活用として実施している事業等の現状を整理し、今後の検討課題をまとめて記述)

第3節 整備

(整備(保存のための復旧(修理)、公開活用のための施設整備)の現状を整理し、今後の検討課題をまとめる。指定地外においても、最寄り駅からの誘導サインなど、今後計画・実施する事柄の根拠となる課題を漏れなく記述)

第4節 運営・体制の整備

(史跡等の保存活用事業のための運営(進め方)・体制の現状・課題を記述)

第6章 史跡保存・活用の大綱と基本方針

第1節 大綱

(第4章で明示した史跡の本質的価値と史跡の現状を踏まえて課題の克服に関する目標等を示し、史跡等の望ましい将来像を「大綱」として明示し記述)

第2節 基本方針

(前項で明示した大綱を基に「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営・体制」の5つの観点から史跡保存活用の基本方針を設定し記述)

第7章 史跡の保存(保存管理)

第1節 方向性

(本質的価値および地域で守っていききたい遺跡の価値を構成する諸要素の適切な保存(保存管理)の方向性を記述)

第2節 方法

(地区設定・現状変更及び保存扱い基準、史跡等の指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の具体的な手法、追加指定の具体的な手法を記述)

第8章 史跡の活用

第1節 方向性

(課題の整理をもとに、実施していきたい活用の方向性を記述。多様な活用を想定する場合、ゾーンごとの方針を定めて方向性を明示する)

第2節 方法

(「学校教育」、「社会教育」、「地域における活用」の観点から方法を示す。この章は活用のためのハード整備の根拠となるため、ハード整備に絡む事柄は可能な限り具体的に方法を示しておく)

第9章 史跡の整備

第1節 方向性

(保存管理および活用の章における方法で、整備事業化の必要があるものを記述。整備事業実施のアウトラインを示す)

第2節 方法

(保存のための整備(復旧(修理))と、活用のための施設整備と方法を記述)

第10章 運営・体制の整備

第1節 方向性

(現状・課題を踏まえ、計画に定めた事項を実現するための運営・体制の望ましい姿を示し、その体制整備拡充の方向性を記述。体制整備にあたり、どのような点を重視したいのか(庁内連携、維持管理や活用の担い手育成、官民連携、大学協働、管理運営費の確保等)を示す)

第2節 方法

(計画に定めた事項を実現するために必要な人員・予算の整備拡充のための対策や中長期的な展望の下に進めて行くうえでの運営・体制の在り方を記述)

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 施策の実施計画の策定

(第7章～第10章に定めた方向性・方法の各項目を整理し、実施する期間を示す。それらの実施の道筋・期間等は実施計画の総括表として示す)

第2節 実施計画への対応

(本計画で策定した施策・事業の実施における課題を整理し対応を記述する)

第12章 経過観察

第1節 方向性

(計画内容の実現に向けて第7章～第11章の項目について経過観察の方向性を記述)

第2節 方法

(第7章～第11章に関する事項の実現状況を把握するために指標を設定し、期間を含めた経過観察の具体的な手法を記述)

資料編

文化財保護法及び関連法案抜粋

(2) スケジュール

令和4年度（5月）第1回委員会

史跡・保存活用計画の概要/全体構成案

(10月) 第2回委員会

全体構成修正確認/第1章・第2章・3章

(令和5年1月) 第3回委員会

前回案件修正確認、4章・5章・6章

令和5年度（5月）第4回委員会

前回案件修正確認、7章・8章・9章

(7月) 第5回委員会

前回案件修正確認、10章・11章・12章・資料編

パブリックコメント実施説明

(8月) パブリックコメントの実施

(10月) 第6回委員会

前回案件修正確認、パブリックコメント結果、総括

(12月) 第7回委員会

文化庁協議を踏まえた最終案について

保存活用計画策定関連事業

(1) 史跡の保存・活用を考えるワークショップ

【タイトル】

「(仮称)飯盛城跡を活かすかたちを考えよう」

【概要】

飯盛城跡の活用・整備について市民や庁内の意見を取りまとめ保存活用計画に反映させるためのワークショップを開催する。

【対象】

市民、庁内関係部局

【人数】

20名程度(市民14名、庁内関係部局6名)

【募集方法】

公募

【開催回数】

全4回(令和5年1月に3回、3月に1回)

【内容】

第1回(講座・見学)飯盛城跡の基礎知識、歴史民俗資料館見学

第2回(ウォーク)飯盛城の縄張りの見方と飯盛山の自然環境

第3回(事例見学)烏帽子形城跡

第4回(グループワーク・発表)「私たちが考える飯盛城跡の活用・整備のかたち」

(2) 現状変更等取扱いの説明会

【概要】

飯盛城跡の現状変更などの取り扱いについて地権者や権利関係者、庁内関係部局に周知するための説明会を開催。説明会では対象者の意見の聴取を行うものとする。

【対象】

- ・地権者
- ・権利関係者(楠公寺、関電、NHK、FM大阪、FM802、きんでん)
- ・庁内関係部局(産業経済室、都市魅力観光課、道路課、危機管理室)
- ・庁外(大阪府中部農と緑の総合事務所)

【開催回数】

全3回(令和4年6月、令和5年5月、令和6年1月)

【内容】

第1回 現状変更等取扱い基準の概要説明、質疑応答

第2回 専門委員会の審議内容説明、質疑応答

第3回 飯盛城跡の現状変更の取扱い基準について説明